■利根川上流圏域河川整備計画(素案)に対する群馬県河川整備計画審査会からの意見への対応方針

	 	対象頁	=+\\(-+\\(\)	意 見	対応方針(案)
No	委員名	前回審査会時点	該当部分	※記載の頁・行は前回審査会時点のもの	※記載の頁・行は修正後のもの
1	片野委員	P1	第1章 圏域の概要	・『麓』はふもとを示すため、『利根川の上流圏域は、	修正
			(1) 河川の概要	利根川水源の群馬県利根郡みなかみ町の大水上山	ご指摘を踏まえ、以下のように赤字部分を修正しまし
				から、…』の方が良い。(3 行目)	た。
				・『圏域の上流は、山間地域を中心に構成され、この	P1 3 行目
				地域の豊富な森林は、…』の方がわかりやすい。(9~	利根川上流圏域は、利根川水源の群馬県利根郡み
				10 行目)	なかみ町の・・・
				・『赤城山、子持山、武尊山などの火山…』の方が良	P1 13 行目
				い。(24 行目)	本圏域の上流は森林が広がり・・・
					P1 27 行目
					利根川と片品川の合流付近は、赤城山、子持山、武
					尊山等の火山や第三紀火山岩類の山地に囲まれた
					沼田盆地が形成されている。
				利根川上流圏域は、群馬県の中でも自然豊かで、標	修正
				高差も大きいという特徴がある。そのような特色を示す	ご指摘のとおり、以下文面を追加するとともに、[利根
				べきではないか。	川流域(片品川合流以南)]を追加し地域毎の特色を
					記述しました。
					P1 10 行目
					本圏域は、群馬県の中でも自然が豊かで、標高差が
					大きいという特徴がある。
					P4 1 行目
					[利根川流域(片品川合流以南)]の項を追加(資料1
					のとおり)

2	姉崎委員	P1	第1章 圏域の概要	上流、中流等で環境が異なるため、わけて記述した方	修正
			(1) 河川の概要	がわかりやすい。	 [利根川流域(片品川合流以南)]を追加し地域毎の
					特色を記述しました。
					P4 1行目
					[利根川流域(片品川合流以南)]の項を追加(資料1
					のとおり)
3	片野委員	P2	第1章 圏域の概要	p.3 で丸沼ダムを東京電力ホールディングス株式会社	修正
			(1) 河川の概要	管理と記しているので、p.2 の図 1.2 の凡例は、『ダム	ご指摘を踏まえ、P2 図 1.2 の凡例を「ダム(東京電力
				(東京電力ホールディングス株式会社管理)』の方が	HD(株)管理)」と修正しました。
				良い。	
4	髙山委員	P3	第1章 圏域の概要	砂防事業が多く行われているのは、片品川流域だけ	修正
			(1) 河川の概要	なのか。	砂防事業は圏域内で広く実施されていますが、圏域
					内では片品川流域において国による直轄事業が実施
					されているため、以下のように修正しました。
					P3 27 行目
					流域は、急峻な地形と <mark>脆弱</mark> な地質に覆われているた
					め、国、県による砂防事業が多く行われている。
5	片野委員	P3	第1章 圏域の概要	片品川は帝釈山地の黒岩山を水源とし、皇海山以南	修正
			(2) 圏域の地形・地質	が足尾山地、帝釈山地と足尾山地の間に日光火山群	ご指摘のとおり、以下のように修正しました。
				があるため、『三国山地・帝釈山地・日光火山群・足尾	P4 8 行目
				山地などに囲まれた源流部から…』としたほうが誤解	「三国山地・帝釈山地・日光火山群・足尾山地等に囲
				を招かない。	まれた源流部から…」
6	姉崎委員	P4	第1章 圏域の概要	過去の水害等を含め、丁寧に記述した方が良い。	修正
			(4) 圏域の歴史	治水方法等についても記述した方が良い。	ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。
					P8 4行目

			1	1	
					その中でも昭和 22 年のカスリーン台風では本圏域だ
					けでなく、群馬県全域で大洪水や河川の氾濫、堤防・
					道路・橋梁の流失や決壊が発生、また山間部や丘陵
					地帯では、山津波(土石流)が発生した。特に、赤城
					山南麓では大規模な崩壊がおこり、利根川支流の沼
					尾川等の中小河川から流下した山津波(土石流)が山
					林、田畑、家屋等を急襲し、未曾有の大災害をもたら
					した。カスリーン台風による被害を契機として、国、県
					により沼尾川流域に多くの砂防施設が建設された。
	宮田委員	P4	第1章 圏域の概要	歴史について、真田や沼田城に関わる記述を追加し	修正
			(4) 圏域の歴史	ていただきたい。	 ご指摘を踏まえ、真田や沼田城に関わる記述につ
				また、吾妻川に金井東裏遺跡、黒井峯遺跡があるた	いて、下記のように修正しました。
				め、圏域に含まれるのであれば、記載していただきた	P5 9行目
				l V Vo	天文元年(1532)頃には沼田氏により沼田城が築かれ
					たと言われ、近世になり真田氏、本多氏、黒田氏、土
					岐氏が歴代にわたって居城し、街は城下町として整
					備された。また、城下町としてだけでなく川場・片品・
					奥利根の農村を背景とする市場や三国街道の宿場町
					として発展した。 寛永 5 年(1628)、真田氏により薄根
					川から用水路が新設され、城下の人々の飲料水や灌
					漑用として水不足を解消し、現在でも地域にとって重
					要な用水路となっている。
					回答
					金井東裏遺跡、黒井峯遺跡については、圏域外の
					ため、当該圏域では記載しません。
	姉崎委員	P4	第1章 圏域の概要	自然環境も丁寧に記述した方が良い。	修正
Щ		L	1		

(5) 圏域の自然環境	峰沼自然環境保全地正しました。 1、帝釈山地・日光火ン部に武尊山、赤城いる。また、ラムサー
域などを追記し、下記のように修正 P5 21 行目 利根川上流圏域は、三国山地 山群・足尾山地等に囲まれ、中心 山、子持山等の山々が位置してい ル条約湿地に登録されている尾瀬	正しました。 1、帝釈山地・日光火 小部に武尊山、赤城 いる。また、ラムサー
P5 21 行目 利根川上流圏域は、三国山地 山群・足尾山地等に囲まれ、中心 山、子持山等の山々が位置してい ル条約湿地に登録されている尾流	1、帝釈山地・日光火 心部に武尊山、赤城 いる。 また、ラムサー
利根川上流圏域は、三国山地 山群・足尾山地等に囲まれ、中心 山、子持山等の山々が位置してV ル条約湿地に登録されている尾波	心部に武尊山、赤城 いる。また、ラムサー
山群・足尾山地等に囲まれ、中心 山、子持山等の山々が位置してV ル条約湿地に登録されている尾瀬	心部に武尊山、赤城 いる。また、ラムサー
山、子持山等の山々が位置してV ル条約湿地に登録されている尾瀬	いる。また、ラムサー
ル条約湿地に登録されている尾瀬	
	海国立 () 圏 の はみ、
日光国立公園、県立赤城公園 <mark>等</mark>	根国エム園(グはか)、
	、県内でも特に多く
の動植物が生息・生育する貴重な	な自然環境を有する
地域を含んでいる。本圏域内では	は、特別天然記念物
のニホンカモシカ <mark>等</mark> の重要種が確	准認されている ほか 、
「みなかみ町・大峰山モリアオガコ	エル繁殖地」、「ユビソ
ヤナギ群落」、「入須川のヒカリゴク	ケ自生地」、「武尊牧
場レンゲツツジ群落」、「薄根の大	てクワ」等の天然記念
物が数多く存在している。	
こうした良好な自然環境を有す	る本圏域では、国に
より利根川源流部自然環境保全地	地域に、また、県によ
り大峰沼自然環境保全地域に指	定されているなど、
自然環境の適正な保全が図られて	ている。
また、野生鳥獣の保護を図るため	り、尾瀬国立公園、日
光国立公園、赤城山等が県により	り鳥獣保護区に指定
されている。	

9	片野委員	P4	第1章 圏域の概要	・一行目の『圏域は三国山地・帝釈山地に…』を、『三	修正
			(5) 圏域の自然環境	国山地・帝釈山地・日光火山群・足尾山地などに…』	
				に修正した方が良い。	ました。
				・日光国立公園の後に、国(環境省)指定の『利根川	P5 21 行目
				源流部自然環境保全地域』を加えた方が良い。	利根川上流圏域は、三国山地、帝釈山地・日光火山
				・また、圏域内では、平ヶ岳・白沢山西面、巻機山東	群・足尾山地等に囲まれ、・・・
				面、至仏山・笠ヶ岳西面、朝日岳・白毛門山東面、宝	P5 23 行目
				川、大峰沼、皇海山、袈裟丸山北面、鈴ヶ岳などの県	・・・県内でも特に多くの動植物が生息・生育する貴重
				自然環境保全地域が指定されているので、示せるよう	な自然環境を有する地域を含んでいる。
				なら県立赤城公園の後に加えた方が良い。	P5 28 行目
				・『多くの動植物が生息・生育…』の方が良い。	こうした良好な自然環境を有する本圏域では、国によ
					り利根川源流部自然環境保全地域に、また、県により
					大峰沼自然環境保全地域に指定されているなど、自
					然環境の適正な保全が図られている。
10	片野委員	P7	第 2 章 河川の現況と課	15 行目の『動植物の生息や…』も、『動植物が生息・	修正
			題	生育…』の方が良い。	ご指摘のとおり修正しました。
			第 1 節 洪水による災害		P8 20 行目
			の発生の防止又は軽減		なお、河川改修にあたっては、動植物の生息・生育や
			に関する事項		自然環境に配慮した多自然川づくりが進められてい
					ప .
11	清水委員	P7	第 2 章 河川の現況と課	利根川上流圏域は、カスリーン台風による被害が大き	修正
			題	かったので、利根川上流圏域河川整備計画には、カ	ご指摘を踏まえ、カスリーン台風に関する記述および
			第 1 節 洪水による災害	スリーン台風を意識して記述すべきではないか。	図を追加しました。
			の発生の防止又は軽減	カスリーン台風での浸水、土砂、流木による被害な	P8 4 行目
			に関する事項	ど、被災形態を記載しておくことが本圏域の河川整備	その中でも昭和 22 年のカスリーン台風では本圏域だ
				において重要である。	けでなく、群馬県全域で大洪水や河川の氾濫、堤防・

12	赤羽委員	P7	第 2 章 河川の現況と課	カスリーン台風では上流圏域でも大きな被害も出てお	道路・橋梁の流失や決壊が発生、また山間部や丘陵
			題	り、内容を追記すべきではないか。	地帯では、山津波(土石流)が発生した。特に、赤城
			第 1 節 洪水による災害		山南麓では大規模な崩壊がおこり、利根川支流の沼
			の発生の防止又は軽減		尾川等の中小河川から流下した山津波(土石流)が山
			に関する事項		林、田畑、家屋等を急襲し、未曾有の大災害をもたら
					した。
					P9 に以下の図を追加
					「図2.1 カスリーン台風による災害状況(山津波(土石
					流)による災害、赤城村)」、「図2.2 カスリーン台風に
					よる災害状況(国道 17 号線、上越線の崩壊)」、「図2.
					3 カスリーン台風による水害被害図」
13	石井委員	P9	第 2 章 河川の現況と課	脚注:水源から日数の間隔で取水する方法	修正
			題	→水源から数日間隔で取水する方法	ご指摘のとおり修正しました。
			第1節 河川の利水及び		P10 脚注
			流水の正常な機能の維		番水:節水のための配水管理であり、用水区域内の
			持に関する事項		地区を区分し順番に配水する方法や、ほ場ごとに順
					番と時間を決めて配水する方法、水源から数日間隔
					で取水する方法等があります。

				(false of FI alla)	The second secon
				(第2段落)	修正
				ここで記述されている渇水状況と取水制限率は、利根	ご指摘のとおり、本文は利根川全体についての記
				川全体についての記述となっています。正確な記述	述ですが、取水制限は利根川の全体で受けるもので
				になっていますが、ただ、利根川全体の中で、今回の	あり、渇水の状況についても同様のため、取水制限や
				河川整備計画の対象となっている「利根川上流圏域」	渇水の回数を利根川の上流のみ分離して記述するこ
				での渇水・取水制限が、どのような状況になっている	とはせず、素案のままとします。ただし、具体的に被害
				かがわかりませんでした。	を受けた群馬用水について以下のとおり、赤字部分を
				この段落のあと、利根川上流圏域の利水者(農業用	追記しました。
				水、水道用水、工業用水、発電用水)が受けている渇	P10 12 行目
				水被害の状況、取水制限率等について付記すると、	県内でも群馬用水が取水制限を受けるなど、1都5県
				今回の河川整備計画での課題(の有無、軽重)が理	で一次断水や受水企業の操業時間の短縮等の影響
				解しやすくなると思います。	が生じた。
				また、低水管理の目標が読み取れませんでした。利	回答
				根川上流圏域に正常流量の基準点と基準となる流量	第2章は河川の現況と課題ですので、ここでは低水
				があって、それを低水管理の目標にするのか、あるい	管理の目標は記述していません。低水管理の目標は
				は基準点は中流域以下にあるのみで、中流域以下と	第3章第3節で記述しています。基準点は流況の把握
				協調して低水管理に努めことが目標になるのか、とい	出来る岩島地点に設定し、10 年間の流況と設定した
				った記述が必要と思います。	正常流量を比較し、概ね満足していることを確認しま
					した。利根川上流圏域には県管理のダム(補給施設)
					はないため、第3章第3節の様な記述として整理しまし
					た。
14	渡辺委員	P10	第 2 章 河川の現況と課	圏域が利根川の源流域という特別な自然環境である	修正
			題	ことを、もっと強調してもいいのではないか。	 片野委員のご意見を参考に、以下のように修正すると
			第3節 河川環境の整備		ともに、審査会、圏域協議会、事務連絡会のご指摘を
			と保全に関する事項		│ │踏まえて、(1)自然環境の1)~5)について、説明を│
			(1) 自然環境		加えました。(資料1の通り)
			<u>l</u>		

					D11 9 年日
					P11 3 行目
					利根川上流圏域は、群馬県の中でも自然が豊かで、
					標高差が大きいという特徴がある。良好な自然環境を
					有した本圏域では、河川についても、国や県の絶滅
					危惧種が見られるなど、動植物の生息・生育・繁殖場
					所として貴重な場となっている。
15	姉崎委員	P10	第 2 章 河川の現況と課	・なぜ保全することが必要なのかも含め、記述してい	修正
			題	ただけると、保全の意味が理解しやすい	ご指摘を踏まえて、以下の文章を追加しました。
			第3節 河川環境の整備	・国の絶滅危惧種なのか、県なのか、明確に記述	P11 5行目
			と保全に関する事項		動植物の生息・生育・繁殖には、多種多様な自然環
			(1) 自然環境		境が必要であるため、動植物の生息・生育・繁殖に配
					慮した河川環境の整備と保全が必要である。
					修正
					絶滅危惧種については、「群馬県の絶滅のおそれの
					ある野生生物 動物編(2012年改訂版)」を出典とし記
					載しています。ご指摘を踏まえ、群馬県の絶滅危惧種
					であることがわかるよう修正しました。(資料1のとおり)
16	片野委員	P10	第 2 章 河川の現況と課	この地域は、山地について調査はあるが、河川の植	修正
			題	生調査は不足しているため、調査を行う必要があると	ご指摘を踏まえ、以下のように追記しました。
			第3節 河川環境の整備	認識している。	P14 13 行目
			と保全に関する事項		加えて、本圏域では、河川の植生調査が不足して
			(1) 自然環境 1)植生		おり、水辺に生息・生育・繁殖する動植物を適切に保
17	清水委員	P10	第 2 章 河川の現況と課	植生調査が不足していることの問題点(調査の必要	全していくため、河川の植生調査の実施が課題であ
			題	性)や、外来種の侵入の問題など、利根川上流圏域	వ .
			第3節 河川環境の整備	の自然環境を脅かすような危険材料についても、記	また、在来種への影響が懸念される外来種も確認
			と保全に関する事項	述すべきではないか。	されており、外来種への対策の必要性も高まってい

			(1) 自然環境 1)植生		వ .
18	片野委員	P10	第 2 章 河川の現況と課	素案では圏域の植生について全体像がつかみにく	修正
			題	いと思うため、次ページに下記の参考文献などをもと	ご意見を踏まえ、他の項目との文量バランスも考慮
			第3節 河川環境の整備	にした私案を示します。(参考資料:宮脇 昭 編著	し、以下の通り修正しました。
			と保全に関する事項	(1986)日本植生誌関東.641pp.至文堂)	P11 9行目
			(1) 自然環境 1)植生	圏域内では、標高 500~600m 付近を境として常緑	本圏域内では、標高 500~600m 付近を境として常
				広葉樹林域(ヤブツバキクラス域)から落葉広葉樹林	緑広葉樹林域から落葉広葉樹林域に移行し、標高
				域(ブナクラス域)に移行し、標高 1600~1700m 以上	1,600~1,700m 以上で亜高山針葉樹林域となる。
				が亜高山針葉樹林域(コケモモートウヒクラス域)とな	亜高山針葉樹林域には自然植生が広く残されてい
				వ .	る。多雪地の黒岩山以北や武尊山にはオオシラビソ
				亜高山針葉樹林域には、自然植生が広く残されて	林が分布するが、黒岩山以南ではシラビソーオオシラ
				いる。日本海側気候の影響を受ける多雪地の黒岩山	ビソ林に移行する。より多雪の奥利根地域や谷川岳
				以北や武尊山にはオオシラビソ林が分布するが、積	周辺では、ミヤマナラ低木林やチシマザサ草原となっ
				雪が少なくなる黒岩山以南ではシラビソーオオシラビ	ている。
				ソ林に移行する。より多雪の奥利根地域や谷川岳周	落葉広葉樹林域では、奥利根地域や谷川岳、武尊
				辺では、オオシラビソ林がほとんど発達せず、ミヤマナ	山周辺に、多雪地の自然植生であるチシマザサーブ
				ラ低木林やチシマザサ草原となっている。また、岩角	ナ林が広く残されている。広い面積を占めるミズナラ
				地などにはコメツガ林が分布する。ダケカンバ林は、	林の多くは二次林である。また、カラマツやスギの植
				主にオオシラビソ林などの代償植生として成立する	林地も広く分布している。平坦な川の中州や川岸には
				が、針葉樹林の分布限界以上では自然林が分布す	シロヤナギ等のヤナギ林が発達し、湯檜曽川沿いに
				る。なお、蛇紋岩の分布する至仏山や谷川岳は森林	はユビソヤナギ林がみられる。片品川の河原等には、
				限界が低く、標高 2000m 前後で亜高山針葉低木林の	コゴメヤナギ林やネコヤナギ低木林、ツルヨシ群落が
				コケモモーハイマツ群落や高山草原がみられる。	分布している。
				落葉広葉樹林域では、多雪地の自然植生であるチ	常緑広葉樹林域となる沼田盆地より低標高地で

シマザサーブナ林が、奥利根地域や谷川連峰、武尊 山、尾瀬周辺に広く残されている。ミズナラ林は、ブナ 林の代償植生として二次林を形成し広く生育するが、 一部に自然林もみられる。落葉広葉樹林域の下部は 中間温帯とも言われ、イヌブナ林やコナラ林、モミ林な どが分布していたが、多くは二次林となり、自然林は 谷沿いの急傾斜地などに断片的に残されているだけ である。また、カラマツやスギの植林地も広い面積を 占める。奥利根地域や谷川連峰、武尊山などの多雪 地の雪の溜まる斜面には、雪の重みで匍匐し低木状 となったミヤマナラ林やタカネミズキーテツカエデ林が みられ、沢沿いまで下降している。また、沢沿いの崩 積地や谷筋などには、ジュウモンジシダーサワグルミ 林が発達しており、下部ではケヤキを混じえ、標高 500m 付近でチャボガヤーケヤキ林に移行する。平坦 な川の中州や川辺ではシロヤナギ、オオバヤナギ、オ ノエヤナギなどのヤナギ林が発達し、湯檜曽川沿いに はユビソヤナギ林がみられる。水上付近や片品川の 河原などには、コゴメヤナギ林やネコヤナギ低木林の ほか、ツルヨシ群落が散生的に分布する。

沼田盆地より下部が常緑広葉樹林域となるが、自然植生のほとんどが失われ、クリーコナラ林やクヌギーコナラ林などの二次林、スギなどの植林地、耕作地となっている。沼田から前橋に至る段丘崖にはケヤキ林が多く生育している。利根川などの河原では、洪水のたびごとにできる新しい裸地に、ネコヤナギ低木林や

は、クリーコナラ林やクヌギーコナラ林等の二次林、ス ギ等の植林地、耕作地となっている。沼田から前橋に 至る段丘崖にはケヤキ林が多く生育している。利根川 等の河原では、洪水毎にできる新しい裸地に、ネコヤ ナギ低木林やツルヨシ群落がみられ、砂礫上にはカワ ラメドハギーカワラケツメイ群落等が分布している。ま た、中州には逸出したニセアカシア林がみられる。

				ツルヨシ群落がみられ、砂礫上にはカワラメドハギー	
				カワラケツメイ群落などが小群状に分布する。また、落	
				葉広葉樹林域にかけての中州には、逸出したニセア	
				カシア林がみられる。	
19	佐藤委員	P11	第 2 章 河川の現況と課	サケは月夜野くらいまで遡上したという経緯があるが、	修正
			題	実際には坂東堰を上がれず、現状では前橋付近が卵	ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。
			第3節 河川環境の整備	を産む上限となっている。	P14 10 行目
			と保全に関する事項		このような本圏域内の河川や湖沼における多様な動
			(1) 自然環境 2)魚類等		植物の生息・生育・繁殖場所を適切に保全していくた
20	清水委員	P11	第 2 章 河川の現況と課	堰や魚道の問題についても記述すべきではないか。	め、過去の河川改修による水際植生の喪失や画一的
			題		で単調な平瀬化や堰による魚類の遡上障害等の改善
			第3節 河川環境の整備		が重要な課題となっている。
			と保全に関する事項		
			(1) 自然環境 2)魚類等		
21	佐藤委員	P11	第 2 章 河川の現況と課	確認魚種の部分で	修正
			題	圏域内にはこれまでにイワナ、ヤマメ、ウグイ、アブラ	ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。
			第3節 河川環境の整備	ハヤ、ヒガシシマドジョウなど 32 種の・・・・・に追加変	P12 2 行目
			と保全に関する事項	更できないか?	本圏域内ではこれまでにイワナ、ヤマメ、ウグイ、アブ
			(1) 自然環境 2)魚類等	(利根水系上流域は県内でも主要なヤマメ、イワナの	ラハヤ、ヒガシシマドジョウ等 35 種の魚類が確認され
				生息域であり、釣り人なども多いため)	ている。
				外来種の部分で	修正
				タイリクバラタナゴ;圏域内に他のタナゴはいない	ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。
				ニジマス;放流魚で河川での再生産はほとんどしない	P12 5行目
				ため、在来種への影響は限定的と考えられる。	本圏域内には、外来種であるコクチバスやタイリクバラ
				しかし、利根川水系最上流部のダム湖(奥利根湖)で	タナゴ等、在来種への影響が懸念される種も確認され

				は特定外来生物のコクチバスが繁殖している。下流域には拡散していないが、本種は低水温での耐性も強く流水域でも適応できるため、在来種への影響が特に懸念され駆除していることから、コクチバスも追加記載をお願いしたい。 (案)タイリクバラタナゴやニジマスの後に、特定外来生物コクチバスなど在来種への影響が懸念される種も・・・・・	ている。
				本文の記載について、魚類だけ"等"がついているが、なぜか。	修正 魚類の他に甲殻類を含んだ魚介類の項目のため、魚 類"等"としています。また、魚類以外の種について、 以下を追記しました。 P12 8 行目 また、魚類以外では、カワニナ、モノアラガイ、シジミ、 ヌマエビ、テナガエビ、サワガニが、本圏域内で確認 されている。
				魚の写真も圏域に広く生息し馴染みのあるヤマメまたはイワナ、カジカ、ウグイの順で差し替えてはどうか?	修正 ご指摘のとおりイワナ、ヤマメ、カジカ、ウグイの順で修 正しました。(P12 図 2.9~図 2.12)
22	髙山委員	P11	第 2 章 河川の現況と課 題 第 3 節 河川環境の整備 と保全に関する事項 (1) 自然環境 2)魚類等	渓流魚であるイワナ、ヤマメは本文および図に加えてほしい。 重要種ではなく、希少種の表現が適切では?(県水産試験場助言)	修正 ご指摘のとおり修正しました。 P12 3 行目 希少種としては、ドジョウ、カマツカ、カジカ等 18 種が 確認されている。

				「タイリクバラナタナゴ、ニジマス」→「コクチバス、タイリクバラタナゴ」に修正 奥利根湖には、コクチバスが確認され漁協による駆除が進められている。	修正 ご指摘のとおり修正しました。 P12 5 行目 本圏域内には、外来種であるコクチバスやタイリクバラタナゴ等、在来種への影響が懸念される種も確認されている。奥利根湖には、コクチバスが確認され漁協による駆除が進められている。
23	姉崎委員	P11	第2章河川の現況と課題 第3節河川環境の整備 と保全に関する事項 (1)自然環境 3)鳥類	カワウを記入してもらいたい。	修正 高山委員のご指摘を反映し、以下のとおり修正しました。 P12 15 行目 また、魚食性のカワウが、平成以降確認され、魚類等 の生息領域を脅かしている。
24	髙山委員	P11	第2章河川の現況と課題 第3節河川環境の整備 と保全に関する事項 (1)自然環境3)鳥類	『また、魚食性のカワウが、平成以降確認され、魚類	修正 ご指摘のとおり修正しました。 P12 15 行目 また、魚食性のカワウが、平成以降確認され、魚類等 の生息領域を脅かしている。
25	姉崎委員	P12	第2章河川の現況と課題 第3節河川環境の整備 と保全に関する事項 (1)自然環境 4)両生 類、爬虫類、哺乳類等	哺乳類に、絶滅危惧種に指定されているカワネズミの 記載がないので、追記すべきではないか	修正 群馬県レッドデータブック(2012 年改訂版)より、カワネズミは準絶滅危惧に指定されているため、以下のように修正しました。 P13 9 行目 準絶滅危惧に評価される種としてはモモンガ、ヤマネ、カワネズミ等 9 種が確認されている。

			Γ		[]
26	茶珍委員	P12	第 2 章 河川の現況と課	水生昆虫の記載を追記すべきではないか。例えば、	修正
			題	山地の渓流にはミネトワダカワゲラが生息している。ま	ご指摘を踏まえ以下の通り修正します。
			第3節 河川環境の整備	た、この地域だとゲンゴロウなどの貴重な種も存在して	P14 2行目
			と保全に関する事項	いる。	本圏域内では、絶滅危惧 I 類に評価される種はオオ
			(1) 自然環境 5)昆虫類		イチモンジ、ヒメギフチョウ、ハッチョウトンボ、ゲンゴロ
				河川では、河畔林や河原でも希少な昆虫類が確認さ	ウ等 18 種が確認されている。特にゲンゴロウは、特定
				れている(カワラバッタなど)。そのような環境の喪失に	県内希少野生動植物種に指定されている種である。
				も河川改修の際、配慮が必要である。	絶滅危惧Ⅱ類に評価される種はモートントンボ、ハル
					ゼミ等 25 種、準絶滅危惧に評価される種はベニヒカ
					ゲ、ミネトワカワゲラ、カワラバッタ等 62 種が確認され
					ている。本圏域内の河川およびその周辺は、希少な
					昆虫類が多く生息する環境を有している。
27	姉崎委員	P14	第 2 章 河川の現況と課	河川空間、まち空間をもう少し具体的に	修正
			題		ご指摘を踏まえ、以下のとおり赤字部分を追記しまし
			第3節 河川環境の整備		た。
			と保全に関する事項		P17 6 行目
			(3) 河川利用		また同町では、平成 31 年 3 月に利根川が県管理河
					川としては初めて、国土交通省により「かわまちづくり」
					に登録され、町、民間事業者及び地元住民と河川管
					理者の連携の下、利根川河川敷の清流公園を中心と
					した「河川空間」と、道の駅みなかみ水紀行館を中心
					とした「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指し
					て、整備を行っていく予定であり、「河川空間のオープ
					ン化」を図ることで地域の魅力向上を目指し、観光振
					興の促進に努めていく。

28	宮田委員	P15	第 2 章 河川の現況と課	沼田の河岸段丘については、現在ジオパーク申請へ	修正
20	西田安貝	F10			
			題	の動きが出てきているため、地質だけでなく、景観にも	ご指摘を踏まえ以下のとおり追記します。
			第3節 河川環境の整備	記載してよいのではないか。	P18 6行目
			と保全に関する事項		また、沼田市の片品川沿い(利根川と合流する前の下
			(4) 景観		流域)では、段丘崖が深くはっきりとした河岸段丘が発
					達している。
29	平川委員	P16	第3章 河川整備計画の	第3章河川整備計画の目標に関する事項に、利根川	回答
			目標に関する事項	直轄区間、利根川中流圏域も含めた流量配分図を記	これまで策定されてきた各圏域の整備計画は、当
				載しないのか。	該圏域の流量配分図のみを記載しています。また、中
					流圏域の流量配分図を掲載した場合、中流圏域の計
					画変更で流量配分図の変更があっても、上流圏域の
					それは変更しないため、掲載内容に齟齬が生じてしま
					います。以上の理由により、中流圏域の流量配分図は
					掲載しません。
30	清水委員	P16	第3章 河川整備計画の	河川整備について、内水や土砂災害への記述を追記	修正
			目標に関する事項	すべき。	ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。
			第 2 節 洪水による災害		P19 17 行目
			の発生の防止又は軽減		「本圏域内で発生する土砂災害については、県砂防
			に関する事項		部局や森林部局との連携を図り、被害の未然防止や
					軽減に努める。」を追記
					P44 3 行目
					河川整備の実施に当たっては、河川事業、排水事
					業、砂防事業、治山事業等の関連事業を実施する国
					や関係市町村、県関係部局と連携を図る。

31 粉崎委員 P16 第3章 河川整備計画の 目標に関する事項 16,500m³/s から決まっているとすると、今回の T19 は 第2節 洪水による災害 直轄区間でもかなり一杯一杯だったので、20 年間の 探となる流量であり、国が定めた河川整備計画 小島地点で 14,000m³/s となっています。それ 小き曲の計画高水は国の決定のため、県として 上申する等の手があれば、積極的に高水流量の見直 上流圏域の環境を踏まえて、具体的に必要となる整 修正 第3章 河川整備計画では6,000m³/s は河川整備計画では6,000m³/s は河川整備表本方針で定めた 一回答 16,500m³/s は河川整備基本方針で定めた 標となる流量であり、国が定めた河川整備計画 小島地点で 14,000m³/s となっています。それ った流量として利根川中流圏域の河川整備計画 上流圏域のではないか。 日標流量 8,000m³/s (二次改修)、それに至る で一次改修目標の 6,000m³/s は中流圏域の一次改修段階に合流量としています。利根川上流圏域は下流区 備進捗状況を踏まえて、目標流量を設定する あることから、今回策定する計画では 6,000m³/s で頂きます。 16,500m³/s は河川整備基本方針で定めた 標となる流量であり、国が定めた河川整備計画 上流圏域の環境を踏まえて、具体的に必要となる整 修正 修正 修正 16,500m³/s は河川整備基本方針で定めた 標となる流量として利根川中流圏域の同った 14,000m³/s は中流圏域の同った改修のではないか。 で一次改修目標の 6,000m³/s は中流圏域の一次改修段階に合流量としています。利根川上流圏域は下流区 備進捗状況を踏まえて、目標流量を設定する 本ることから、今回策定する計画では 6,000m³/s に頂きます。 16,500m³/s は河川整備表本方針で定めた で一次改修目標の 6,000m³/s は中流圏域の一次改修段階に合流量としています。 利根川上流圏域は下流区 16,500m³/s は河川整備表本方針で定めた 16,500m³/s は河川整備基本方針で定めた 16,500m³/s は河川整備基本方針で定めた 16,500m³/s は河川整備基本方針で定めた 14,000m³/s となる流量として利根川中流圏域の一次改修日標の 6,000m³/s に対路域は下流図域としています。 18,000m³/s に対する 14,000m³/s に対する	
第 2 節 洪水による災害 直轄区間でもかなり一杯一杯だったので、20 年間の 整備期間を設定するならば、計画流量をあげる検討も となる流量であり、国が定めた河川整備計画	
の発生の防止又は軽減に関する事項 整備期間を設定するならば、計画流量をあげる検討もい要ではないか。 但し、八斗島の計画高水は国の決定のため、県として上申する等の手があれば、積極的に高水流量の見直し検討も動かれた方がいいのではないか。 し検討も動かれた方がいいのではないか。 の6,000m³/s は中流圏域の一次改修段階に合流量としています。利根川上流圏域は下流区備進捗状況を踏まえて、目標流量を設定するあることから、今回策定する計画では6,000m³/で頂きます。	f来目
必要ではないか。 但し、八斗島の計画高水は国の決定のため、県として 上申する等の手があれば、積極的に高水流量の見直 し検討も動かれた方がいいのではないか。 に関する事項 必要ではないか。 のた流量として利根川中流圏域の河川整備計 目標流量 8,000m³/s (二次改修)、それに至る て一次改修目標の 6,000m³/s と定めており、上 の 6,000m³/s は中流圏域の一次改修段階に会流量としています。利根川上流圏域は下流区 備進捗状況を踏まえて、目標流量を設定する あることから、今回策定する計画では 6,000m³/ て頂きます。	ごは八
但し、八斗島の計画高水は国の決定のため、県として 上申する等の手があれば、積極的に高水流量の見直 し検討も動かれた方がいいのではないか。 日標流量 8,000m³/s(二次改修)、それに至る て一次改修目標の 6,000m³/s と定めており、上 の 6,000m³/s は中流圏域の一次改修段階に合 流量としています。利根川上流圏域は下流区 備進捗状況を踏まえて、目標流量を設定する あることから、今回策定する計画では 6,000m³/ て頂きます。	二見合
上申する等の手があれば、積極的に高水流量の見直 し検討も動かれた方がいいのではないか。 「一次改修目標の 6,000m³/s と定めており、上 の 6,000m³/s は中流圏域の一次改修段階に合 流量としています。利根川上流圏域は下流区 備進捗状況を踏まえて、目標流量を設定する あることから、今回策定する計画では 6,000m³/ て頂きます。	頭では
し検討も動かれた方がいいのではないか。 の 6,000m³/s は中流圏域の一次改修段階に合流量としています。利根川上流圏域は下流区 備進捗状況を踏まえて、目標流量を設定する あることから、今回策定する計画では 6,000m³/c て頂きます。	階とし
流量としています。利根川上流圏域は下流区 備進捗状況を踏まえて、目標流量を設定する あることから、今回策定する計画では6,000m³/ て頂きます。	范圏域
備進捗状況を踏まえて、目標流量を設定する あることから、今回策定する計画では 6,000 m³/ て頂きます。	つせた
あることから、今回策定する計画では 6,000 m³/ て頂きます。	引の整
て頂きます。	公要が
	とさせ
32 清水委員 P17 第 3 章 河川整備計画の 上流圏域の環境を踏まえて、具体的に必要となる整 修正	
目標に関する事項 備・対策について記述すべきである。 ご指摘を踏まえ、以下のように、赤字部分を何	正しま
第4節河川環境の整備	
と保全に関する事項 P20 14 行目	
水質が良好な河川や河畔林の多い河川等、	1然が
豊かで多くの動植物が生息・生育・繁殖してい	5地域
については、自然環境を保全し、自然を活かし	こ水辺
環境の整備を行う。	
河岸保全のためコンクリートによる護岸整化	を行う
場合でも、瀬や淵の保全や川の流れを固定化	しない
ようにするなど河川の自然の営みを取り入れた	川づく
りの考え方により、動植物が生息・生育・繁殖	きるよ
うな水辺環境の整備に努める。	
市街地を流れる河川や近傍に公園等の人を	

お協議がある何川では、地域の方々の意見をふまえ、 気軽に人々が川に親しむことのできる木辺空間の整備を行うともに、生態系に配慮し、動植物の生息・生育・繁焼に適上た環境の保全を確に努める。上記の整備にあたっては、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、自然環境 の保全と秩序ある利用の促進を目指す。				1	T	,
## 18 ## 18 ## 18 ## 19 ## 18 ## 1						る施設がある河川では、地域の方々の意見をふまえ、
23 平川委員 P17 第 3 章 河川整備計画の 自然環境の保全と再生とあるが、再生とは具体的に何 放送の 自然環境の保全と再生とあるが、再生とは具体的に何 放送の 自然環境の保全と再生とあるが、再生とは具体的に何 放送の 自然環境の保全と再生とあるが、再生とは具体的に何 放送の 自然環境の配信 と保全に関する事項 第 3 章 河川整備計画の 自標に関する事項 「再生」という言葉。一度失われた自然環境は再生し ないため、適切な用語を使用してください。 「事性・と呼を持定に関する事項 「事性・という言葉・一度失われた自然環境は再生し 自然環境の保全・回復については、本圏域の動植物が生息・生育・繁殖している水辺を可能な限り保全・回 自然環境の保全・回復については、本圏域の動植物が生息・生育・繁殖している水辺を可能な限り保全・回復する多自然川づくりを行う。 当該圏域は利根川源流域があるため、河川だけでな く、治山や森林環境についても記述すべきではない か。カスリーン台風では中小河川のある山が荒れたた 投修正 で指摘を踏まえ、以下のように修正しました。 P17 年 「本圏域内で発生する土砂災害については、県砂防 武・大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田						気軽に人々が川に親しむことのできる水辺空間の整
上記の整備にあたっては、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、自然環境の保全と秩序ある利用の促進を目指す。 修正 再生は、過去の河川改修で失われた水際植生や動物などの自然環境を回復させることです。 では、						備を行うとともに、生態系に配慮し、動植物の生息・生
自然環境との調和を図りながら、自然環境 自然環境との調和を図りながら、自然環境 の保全と秩序ある利用の促進を目指す。 修正 再生は、過去の河川改修で失われた水際植生や動物 などの自然環境を回復させることです。 ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。 で、						育・繁殖に適した環境の保全・整備に努める。
33 平川委員 P17 第3章 河川整備計画の 自然環境の保全と再生とあるが、再生とは具体的に何						上記の整備にあたっては、治水、利水及び流域の
33 平川委員 P17 第3章 河川整備計画の 自然環境の保全と再生とあるが、再生とは具体的に何						自然環境、社会環境との調和を図りながら、自然環境
日標に関する事項 第 4 節 河川環境の整備 と保全に関する事項 第 3 章 河川整備計画の 目標に関する事項 ないため、適切な用語を使用してください。 第 3 章 河川整備計画の 自標に関する事項 ないため、適切な用語を使用してください。 第 3 章 河川整備計画の 自標に関する事項 後する多自然川づくりを行う。 第 3 章 河川整備計画の 自標に関する事項 後する多自然川づくりを行う。 第 3 章 河川整備計画の 自標に関する事項 ち該圏域は利根川源流域があるため、河川だけでな く、治山や森林環境についても記述すべきではない 第 4 節 河川環境の整備 と保全に関する事項 第 4 節 河川環境の整備 と保全に関する事項 第 5 節 河川環境の整備 と保全に関する事項 ち該圏域は利根川源流域があるため、河川だけでな く、治山や森林環境についても記述すべきではない 第 5 節 河川環境の整備 と保全に関する事項 が。カスリーン台風では中小河川のある山が荒れたた 内19 17 行目 本圏域内で発生する土砂災害については、県砂防 部局や森林部局との連携を図り、被害の未然防止や 軽減に努める。」を追記						の保全と秩序ある利用の促進を目指す。
第 4 節 河川環境の整備と保全に関する事項	33	平川委員	P17	第3章 河川整備計画の	自然環境の保全と再生とあるが、再生とは具体的に何	修正
と保全に関する事項				目標に関する事項	か。	再生は、過去の河川改修で失われた水際植生や動物
34 姉崎委員 P17 第3章 河川整備計画の 日標に関する事項 ないため、適切な用語を使用してください。 P20 24 行目 自然環境の保全・回復については、本圏域の動植物 が生息・生育・繁殖している水辺を可能な限り保全・回復する多自然川づくりを行う。 第3章 河川整備計画の 日標に関する事項 当該圏域は利根川源流域があるため、河川だけでな 「長神に関する事項 「本圏域内で発生する土砂災害については、県砂防 部局や森林部局との連携を図り、被害の未然防止や 軽減に努める。」を追記 P17 P20 24 行目 自然環境の保全・回復については、本圏域の動植物 が生息・生育・繁殖している水辺を可能な限り保全・回復する多自然川づくりを行う。 修正 「指摘を踏まえ、以下のように修正しました。 P19 17 行目 「本圏域内で発生する土砂災害については、県砂防 部局や森林部局との連携を図り、被害の未然防止や 軽減に努める。」を追記				第4節 河川環境の整備		などの自然環境を回復させることです。
日標に関する事項 ないため、適切な用語を使用してください。 自然環境の保全・回復については、本圏域の動植物 が生息・生育・繁殖している水辺を可能な限り保全・回復する多自然川づくりを行う。 第 3 章 河川整備計画の 目標に関する事項 名談圏域は利根川源流域があるため、河川だけでな で に 当該圏域は利根川源流域があるため、河川だけでな で に 当様に関する事項 名 第 4 節 河川環境の整備 と保全に関する事項 が カスリーン台風では中小河川のある山が荒れたた と保全に関する事項 が の カスリーン台風では中小河川のある山が荒れたた が の カスリーン台風では中小河川のある山が荒れたた が の 方で発生する土砂災害については、県砂防 部局や森林部局との連携を図り、被害の未然防止や軽減に努める。」を追記				と保全に関する事項		ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。
第 4 節 河川環境の整備と保全に関する事項	34	姉崎委員	P17	第3章 河川整備計画の	「再生」という言葉。一度失われた自然環境は再生し	P20 24 行目
と保全に関する事項				目標に関する事項	ないため、適切な用語を使用してください。	自然環境の保全・回復については、本圏域の動植物
35 渡辺委員 P17 第3章 河川整備計画の 目標に関する事項 当該圏域は利根川源流域があるため、河川だけでな				第4節 河川環境の整備		が生息・生育・繁殖している水辺を可能な限り保全・回
日標に関する事項 く、治山や森林環境についても記述すべきではない ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。 第 4 節 河川環境の整備 か。カスリーン台風では中小河川のある山が荒れたた と保全に関する事項 めに被害が拡大した。 「本圏域内で発生する土砂災害については、県砂防 洪水や土砂災害を防止するための森林保全など治山 の重要性について、もう一歩踏み込んだ言及がほし 軽減に努める。」を追記				と保全に関する事項		復する多自然川づくりを行う。
第 4 節 河川環境の整備 か。カスリーン台風では中小河川のある山が荒れたた P19 17 行目 と保全に関する事項 めに被害が拡大した。 「本圏域内で発生する土砂災害については、県砂防 洪水や土砂災害を防止するための森林保全など治山 部局や森林部局との連携を図り、被害の未然防止や の重要性について、もう一歩踏み込んだ言及がほし 軽減に努める。」を追記	35	渡辺委員	P17	第3章 河川整備計画の	当該圏域は利根川源流域があるため、河川だけでな	修正
と保全に関する事項 めに被害が拡大した。 「本圏域内で発生する土砂災害については、県砂防 洪水や土砂災害を防止するための森林保全など治山 部局や森林部局との連携を図り、被害の未然防止や の重要性について、もう一歩踏み込んだ言及がほし 軽減に努める。」を追記				目標に関する事項	く、治山や森林環境についても記述すべきではない	ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。
洪水や土砂災害を防止するための森林保全など治山 部局や森林部局との連携を図り、被害の未然防止や の重要性について、もう一歩踏み込んだ言及がほし 軽減に努める。」を追記				第4節 河川環境の整備	か。カスリーン台風では中小河川のある山が荒れたた	P19 17 行目
の重要性について、もう一歩踏み込んだ言及がほし 軽減に努める。」を追記				と保全に関する事項	めに被害が拡大した。	「本圏域内で発生する土砂災害については、県砂防
					洪水や土砂災害を防止するための森林保全など治山	部局や森林部局との連携を図り、被害の未然防止や
い。 P44 3 行目					の重要性について、もう一歩踏み込んだ言及がほし	軽減に努める。」を追記
					い。	P44 3 行目

_	I	ı	T		T
36	片野委員	P17	第3章 河川整備計画の	圏域内には火山など崩れやすい土地が多いため、土	河川整備の実施に当たっては、河川事業、排水事
			目標に関する事項	砂災害が起こる危険性のあるところが少なくない。この	業、砂防事業、治山事業等の関連事業を実施する国
			第4節 河川環境の整備	ため、他の行政機関との連携のもとに森林の保全や	や関係市町村、県関係部局と連携を図る。
			と保全に関する事項	砂防対策を進める必要がある。	
37	髙山委員	P18	第4章 河川整備の実施	施工にあたっては、漁協との情報を共有するなどの表	修正
			に関する事項	現も入れていただきたい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。
			第 1 節 河川工事の目		P22 15 行目
			的、種類及び施工場所並	「関係機関と連携し」→「漁協等の関係機関と連携し」	また、工事期間中、長期にわたる濁水の流出により、
			びに設置される河川管理	に修正	魚類等に影響を与えることが懸念される場合には、 <mark>漁</mark>
			施設の機能		協等の関係機関と連携し、必要な措置を講ずることに
			(1) 洪水による災害の発		努める。
			生の防止又は軽減に関		
			する事項		
38	髙山委員	P21	第4章 河川整備の実施	魚類等への影響期間が心配のため、整備区間ごとの	回答
			に関する事項	工期を記載できますか。	整備区間毎の工期については、今後の予算状況、地
			第 1 節 河川工事の目		元調整の熟度等により決定していくため、現段階では
			的、種類及び施工場所並		工期の記載はしないこととします。計画策定後、設計
			びに設置される河川管理		を行い、工事に入る前には、漁協と協議が十分出来る
			施設の機能		ように、余裕を持って個別に調整させて頂きます。
			(1) 洪水による災害の発		
			生の防止又は軽減に関		
			する事項		
39	髙山委員	P37	第4章 河川整備の実施	専門家の意見を聞くとあるが、漁協関係者についても	修正
			に関する事項	意見を聞くという表現を加えていただきたい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。
			第 1 節 河川工事の目	「河川環境の整備にあたっては、設計段階や工事着	P41 8行目

的、種類及び施工場所並 びに設置される河川管理 施設の機能 手前など段階ごとに、漁協からも意見・要望を求める 等、情報の共有に努める。」をどこかに追記することは できるか。 動植物の生息・生育・繁殖場所については、設置 や工事着手前など段階ごとに、学識関係者や流 の専門家の意見を聴くとともに必要に応じて調まい、それをもとに対応策を検討・実施するなどして に努める。 現在の「生態系ネットワーク」の形成状況はどうなって いるのか。 回答 現在、県内においては具体的に生態系ネットワ 形成を進めている事例はありませんが、今後そ た考え方を踏まえた整備を実施するよう努めます できるか。 40 姉崎委員 P37 第4章 河川整備の実施 に関する事項 「生態系ネットワーク」。具体的な記述をお願いしま す。 修正 ご指摘を踏まえ、以下のように追加しました。	協等 を行 保全 ークの ういっ
施設の機能 (2) 河川環境の整備と保全に関する事項 現在の「生態系ネットワーク」の形成状況はどうなっている事例はありませんが、今後それ考え方を踏まえた整備を実施するよう努めます 40 姉崎委員 P37 第4章 河川整備の実施 「生態系ネットワーク」。具体的な記述をお願いしま 修正	子のういっ
(2) 河川環境の整備と保全に関する事項 に努める。 現在の「生態系ネットワーク」の形成状況はどうなっているのか。	保全 クの ういっ
全に関する事項 に努める。	-クの ういっ
現在の「生態系ネットワーク」の形成状況はどうなって 回答 現在、県内においては具体的に生態系ネットワ 形成を進めている事例はありませんが、今後そ た考え方を踏まえた整備を実施するよう努めます 40 姉崎委員 P37 第4章 河川整備の実施 「生態系ネットワーク」。具体的な記述をお願いしま 修正	ういっ
いるのか。 現在、県内においては具体的に生態系ネットワ 形成を進めている事例はありませんが、今後そ た考え方を踏まえた整備を実施するよう努めます 40 姉崎委員 P37 第4章 河川整備の実施 「生態系ネットワーク」。具体的な記述をお願いしま 修正	ういっ
形成を進めている事例はありませんが、今後そた考え方を踏まえた整備を実施するよう努めます 40 姉崎委員 P37 第 4 章 河川整備の実施 「生態系ネットワーク」。具体的な記述をお願いしま 修正	ういっ
40 姉崎委員 P37 第 4 章 河川整備の実施 「生態系ネットワーク」。具体的な記述をお願いしま 修正	
40 姉崎委員 P37 第4章 河川整備の実施 「生態系ネットワーク」。具体的な記述をお願いしま 修正)
に関する事項 す。 ご指摘を踏まえ、以下のように追加しました。	
第 1 節 河川工事の目 P41 脚注	
的、種類及び施工場所並 生態系ネットワークとは、生物多様性を守ってい	、ため
びに設置される河川管理 に、同じタイプの自然や異なるタイプの自然が	ットワ
施設の機能 一クされていることです。 野生生物の多くは、	トとつ
(2) 河川環境の整備と保 のタイプの自然で一生を完結しているわけでな	く、採
全に関する事項 食・休息・繁殖、あるいは一日、一年、一生を通	て複
数の異なるタイプの自然を利用しています。ある	生物
の集団が孤立すると遺伝的な多様性が失われて	しまう
ため、他の集団との繁殖交流をするために、移	かでき
る範囲に同じタイプの自然が複数存在している	ことが
必要です。ある生物の生息・生育に適した自然	ぶなく
なってしまった場合でも、その生物が移動でき	範囲
に同じタイプの自然があれば、その地域から絶	対る
危険を減らすことができます。	

修正 ご指摘を踏まえ、以下のように追記しました。 P41 10 行目 落差工等の横断構造物を設置する場合は、砂防部局 とも連携し、必要に応じて魚類の遡上に配慮した設計 を行う。
P41 10 行目 落差工等の横断構造物を設置する場合は、砂防部局 とも連携し、必要に応じて魚類の遡上に配慮した設計
落差工等の横断構造物を設置する場合は、砂防部局 とも連携し、必要に応じて魚類の遡上に配慮した設計
とも連携し、必要に応じて魚類の遡上に配慮した設計
を行う。
修正
ご指摘を踏まえ、以下のように追記します。
P41 12 行目
絶滅危惧種等の希少な動植物が生息・生育する可能
性があるため、必要に応じて環境調査の実施を検討
するとともに、実施した場合はその調査結果を基にし
た絶滅危惧種等の保全対策を検討する。
こ Pr 終 性 す

	11.14.7 P		Andrea — when send that the con-	1 +4 (H-31 4) > (B B L+4 (H-3) > > 1- > > > 2 - 7 > 2 - 7	14
43	姉崎委員	P39∼P40	第 5 章 河川情報の提	本整備計画では堤防整備だけを行うような印象を受け	修正
			供、地域や関係機関との	る。昨今の水害では堤防を整備している箇所でも深刻	ご指摘を踏まえ、以下のとおり、赤字部分を修正しま
			連携等に関する事項	な被害を受けているので、本圏域での災害に関する	す。
				歴史的背景等からの教訓やこれに伴うソフト対策など	P43 9行目
				も記載すべきではないか。	洪水時の住民の的確な避難行動につながるよう、
					「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」
				水害に対する普及啓発、ひとびとのリスク管理、意識	へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える水防災
				をかえていくことが、必要不可欠。	意識社会再構築ビジョンに基づき、危機管理型水位
					計や洪水監視カメラの整備、水位周知河川等の追加
					指定、市町村による洪水ハザードマップ作成支援のた
					め、洪水浸水想定区域図の作成及び更新を行う。
					住民の防災意識の向上を図るため、カスリーン台風
					等の既往災害や今後発生する洪水や被害の記録を
					残し、これを周知するとともに、地域に伝わる歴史的な
					治水の技術や水防の知恵が継承されるように努める。
					P44 18 行目
					住民の防災意識を高めるために、出前講座等によ
					る防災教育を実施するとともに、自主防災組織の立ち
					上げ支援等について、関係市町村や関係機関と連携
					し、検討する。
				ホットラインについて、たとえば、、、、等の事例があると	修正
				わかりやすい	ご指摘を踏まえ、以下のように脚注を追記しました。
					P45 脚注
					水害ホットラインとは、住民に最も身近な基礎的な
					地方公共団体の長であり、災害対策基本法や水防法
					により明確に責務が規定されている市町村長に対し
	•	•	•	0.1	•

					て、河川管理者が水位等の河川の状況や今後の見通
					し、堤防等の施設の異常に係る情報について直接提
					供を行い、市町村長が行う判断を支援する仕組みで
					す。
					また、タイムラインについても、以下のように脚注を追
					記しました。
					P45 脚注
					水害対応タイムラインとは、災害の発生を前提に、
					防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予
					め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をする
					か」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で
					整理した計画です。防災行動計画とも言います。
					国、地方公共団体、企業、住民等が連携してタイム
					ラインを策定することにより、災害時に連携した対応を
					行うことができます。
44	清水委員	P39~P40	第5章 河川情報の提	河川整備(ハード対策)では防ぎきれない大規模災害	修正
			供、地域や関係機関との	について、土地利用規制を含む対策について5章の	ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。
			連携等に関する事項	河川情報等に記載すべき。	P43 9行目
					洪水時の住民の的確な避難行動につながるよう、「施
					設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと
					意識を変革し、社会全体で洪水に備える水防災意識
					社会再構築ビジョンに基づき、・・・
					P44 10 行目
					圏域全体を視野に入れて適正な河川管理を行うため
					に、開発行為や土地利用(土地利用規制も含む)につ
			•	00	

					いて関係市町村や関係機関と連携を図る。
				観光地である利根川上流圏域の特性も踏まえ、観光	修正
				地の防災対策を意識すべきである。	ご指摘を踏まえ、以下の文章を追加しました。
					P44 7 行目
					本圏域は観光地が多いため、外部から来訪した観光
					客が洪水時に円滑に避難出来るよう、避難経路の掲
					示や音声案内機器の設置等について関係市町村や
					関係機関と連携し、検討する。
45	赤羽委員	P39~P40	第 5 章 河川情報の提	防災意識が低い地域もあるので、洪水時の住民避難	修正
			供、地域や関係機関との	のための防災教育についても記載すべきではない	ご意見を踏まえ、以下の文章を追加しました。
			連携等に関する事項	カゝ。	P44 18 行目
				防災意識が低い地域でどういうソフト面を強化するか。	住民の防災意識を高めるために、出前講座等による
				「連携」という言葉だけではなく、具体的にどうするかを	防災教育を実施するとともに、自主防災組織の立ち上
				記述した方が良い。HM に書かれていない自主防災	げ支援等について、関係市町村や関係機関と連携
				組織等を書いてはどうか。HM には外水氾濫のことし	し、検討する。
				か書かれていないことをわかっていない(内水や土砂	
				災害に対しても備える必要がある)。	